

泉崎村公告 第 24 号

農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項により、下記の地域計画を変更したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 25 日

泉崎村村長 箭内 憲勝



1 地域計画を変更した地区

宿館・高屋地区

2 縦覧場所

泉崎村ホームページ